

高根沢町犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

1 制定理由

本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念、町等の責務を明らかにするとともに、支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減と回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例を定めようとするものです。

2 条例の制定内容

(1) 条例の概要

犯罪被害者等の支援に関する町の基本理念を定め、相談窓口の設置、見舞金の支給、安全の確保、住居の安定などの犯罪被害者等への支援に関して定めるものです。

(2) 見舞金の概要

見舞金の種類	支給対象者	支給額
遺族見舞金	犯罪行為により <u>死亡した者※</u> の遺族	30万円
重傷病見舞金	犯罪行為により <u>重症病を負った者※</u>	10万円

※ 当該犯罪行為が行われた時において町民（町の住民基本台帳に記録されていた者をいう。）であった者。

3 施行日

令和4年4月1日

第8条の規定は、施行の日以降に発生した犯罪行為に関して適用する。